

「第 2 期新潟市子ども・子育て支援事業計画」の策定について

(1) 計画策定スケジュール

	令和元年度(2019)											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
見込み量の算出												
人口推計												
事業量の見込み・検討												
事業量の確保方策の検討												
計画策定												
骨子案作成・修正												
素案作成・修正												
パブリックコメント												
成果品												
報告書・計画書の印刷・製本												
計画書の編集												
子ども・子育て会議 (本体) (部会)		1		①	2		②	3	4		5	

(2) 新潟市子ども・子育て会議における部会及び審議・議決事項の取扱いについて

- ① 部会において審議・議決を終了した事項は、子ども・子育て会議に報告するものとする
- ② 部会で審議・議決をした事項については、子ども・子育て会議の議決とみなす。ただし、重要又は異例な事項についてはこの限りではない。

参考 新潟市子ども・子育て会議条例（平成 25 年新潟市条例第 33 号）

（部会）

第 9 条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2～5 （略）

6 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

7 （略）

(3) 子ども・子育て支援ネットワーク部会の所掌事務

	算出義務	算出根拠
① 利用者支援事業に関する事項	必須	推計
② 地域子育て支援拠点事業に関する事項	必須	ニーズ調査
③ 乳児家庭全戸訪問事業に関する事項	必須	推計
④ 養育支援訪問事業，その他要支援児童，要保護児童等の支援に資する事業に関する事項	必須	推計
⑤ ファミリー・サポート・センター事業に関する事項	必須	ニーズ調査
⑥ 妊婦健康診査に関する事項	必須	推計
⑦ 病児・病後児保育事業に関する事項	必須	ニーズ調査
⑧ 子育て短期支援事業に関する事項	必須	ニーズ調査
⑨ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項	任意	
⑩ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	任意	
⑪ その他必要な事項		

※算出根拠「ニーズ調査」と記載している事業についても、量の見込みの算出にあたっては、実績等を考慮し調整を行う。